

事 務 連 絡
平成23年3月14日

財務省関税局業務課長 殿

厚生労働省医薬食品局
監視指導・麻薬対策課長

緊急援助部隊が携行する医薬品等の通関の際の取扱について（依頼）

平成23年3月11日に発生した、平成23年（2011年）東北地区太平洋沖地震及び関連する津波等による被災に対し、医師等の医療チームよりなる海外緊急援助部隊が国内未承認品を含む医薬品等を携行等して、被災地の患者等に対し医療の提供を行うことが想定されています。

海外緊急援助部隊が携行する医薬品等については、人道的な援助に基づく緊急的な措置のため、医療チームが使用する医薬品等を携行して輸入する際には、「製造販売用医薬品等輸入届書」及び「医薬品等輸入報告書」等が無い場合でも、通関手続きを行って頂くようお願いします。

なお、NPO等の国家以外が編成する部隊については、事前に当課の確認を要することとします。